

第三者評価表〔公表用〕

施設名	富山県有峰森林文化公園
指定管理者	(公社)富山県農林水産公社
指定管理期間	平成30年度～令和4年度
評価対象年度	平成30年度、令和元年度
所管課	森林政策課

評価年月： 2年 10月

評価項目			評価委員会 評価 (委員平均)
1 県民の平等な利用の確保 (条例第4条第1号)	県民の平等な利用の確保	県民の平等な利用が確保されているか	2.0
2 公の施設の効用の最大限の発揮 (条例第4条第2号)	施設設置目的の達成・利用者の増加・サービスの向上	管理運営方針に基づき、施設の設置目的に沿った業務が適切に実施されているか	2.0
		施設が多くの県民の利用に供されているか	2.0
		サービス向上に向けた取組みが実施されているか	2.5
		利用促進(収入増含む)に向けた取組みが実施されているか	2.8
		施設の利用促進に向けて効果的な広報が行われているか	2.8
		利用者のニーズの把握や苦情への対応は適切に実施されているか	2.5
		個人情報の確実な保護対策がとられているか	2.0
		施設の保守点検等の維持管理業務が計画どおり実施されているか	2.0
		安全管理対策が事業計画どおり行われているか	2.0
3 施設の効率的な管理(条例第4条第2号)	施設に係る経費節減策(収支状況)	収支状況に問題はないか	2.0
4 公の施設の管理を適正かつ確実に 行うための財産的基礎及び人的 構成(条例第4条第3号)	指定管理者の財政的基礎及び信用力	指定管理業務を安定確実に 行うだけの経営基盤を維持しているか	2.0
		施設の機能を十分に発揮した 管理運営を実施できる組織体制、 職員数、職員構成(資格、経験など)、 が確保されているか(防災・防犯及び 災害・事故等緊急時の体制を含む)	2.0
	指定管理者の人的構成	職員の指導育成、研修体制は十分か	2.3
総合評価			A

※・評価委員会評価は各委員の平均点を表記している。総合評価は当該平均点を基に決定したもの
・評価項目中の「条例」は、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」

特記事項

特に評価する点	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント広報先の拡大など、利用促進に努めている。 ・指定管理者の努力・工夫(アンケートによるニーズの把握、行事予定プレートの設置等)により、利用者のサービス向上が図られている。 ・年度毎に課題を整理し、次年度の計画を立て実践している(例:リーフレットの改善、イベントの多様化、LINEアカウントの設置等)。
改善が必要な点及び改善に向けた意見・提案	<ul style="list-style-type: none"> ・クマ被害発生時に迅速に対応するための、マニュアルの作成が必要である。 ・有峰の自然環境の維持と利用促進との両立について、引き続き関係者間で議論を深めていく必要がある。 ・希少植物について、利用者へ情報を提供してはどうか。

所管課による管理運営確認状況

定期報告の受理状況は適切か	協定書に基づき、適切に行われている。
担当者所管課による現地確認状況は十分になされているか	管理状況などの現地確認を行う様々な機会(有峰林道踏査、有峰幹事会等)に合わせて、十分になされている。
指定管理者との連携状況は適切か	定期的な報告、相談が適宜行われ、連携した管理となっており、適切である。
モニタリングは適切に実施されているか	月次及び年次の報告やヒアリングの実施によりモニタリングが適切に行われている。